



積極的な違反処理から 違反対象物を増やさない取り組みへ

多治見市消防本部 予防警防課 消防士長 森 光弘

はじめに

多治見市は、岐阜県の南部に位置し、古くから美濃焼やタイルなど焼き物の産地として発展してきました。総面積は91.25km²、人口は約11万1,000人で、東濃地方の中核都市です。市内には、国宝建造物2棟を擁する開山約700年の虎渓山永保寺、設立約80年にして日本三大修道院の一つである神言会多治見修道院、そしてインスタグラムで話題の多治見市モザイクタイルミュージアム

ジウムがあり、最近では、観光PRも積極的に行っています。

多治見市消防本部の現況

当消防本部は1本部3署で、職員数は104名(定員110名)で組織されています。予防業務体制は、消防本部に予防警防課を置き、消防用設備担当、危険物・液化石油ガス・高圧ガス・火薬担当、査察・違反処理担当を配置しています。

3 署の予防担当は査察のみならず、現在では違反処理体制を構築するに至っています。査察に関して、予防警防課では、消防法第8条の2、第8条の2の2に該当する防火対象物を、各消防署の予防担当では、それ以外の防火対象物の査察を計画的に実施しています。昨年度は市内4,234棟の防火対象物に対し、1,521棟の査察を実施しました。

違反処理の始まり

当本部の違反処理の始まりは、平成26年度10月に岐阜県消防長会が主催で行われた「違反是正研究会」に端を発します。これに参加した一人の予防担当者が、我が本部でも違反処理を進める必要があると、強い信念を抱いたことが始まりでした。

その後、すぐに担当者により、消防用設備等未設置の特定防火対象物の洗い出しが実施されました。当時管内には、57件の消防用設備等未設置違反が存在することが判明し、予防警防課を中心に違反処理を開始しました。

違反処理の大前提

違反処理を行うにあたって決めていた指導方針は、建物の使用状況がいかなるものであろうとも、設備の設置が必要な建物で未設置の場合には、違反処理を実施し、従わない場合には命令まで行い、公示を行うと決め、毅然とした態度で指導を進めていきました。

違反処理の結果

特定防火対象物に対して是正指導を行った結果、警告11件、命令7件を実施し、56件の違反是正が完了しました。平成28年度からは甲種防火管理者未選任の違反処理も開始し、警告1件を実施し、28件の違反是正が完了しました。消防本部全体としても自分たちで定めた基準に従い違反処理を進めていき、徹底して指導すれば、是正は進んでいくという確信を得ることができました。

違反処理を通常業務とするための内部の強化

①特定から非特定へ違反処理対象範囲の拡大

管内の特定防火対象物の消防用設備等未設置、甲種防火管理者未選任の把握をしている対象物に対し、指導の目途が立ったことから、平成28年度の違反処理移行基準に、工場関係の消防用設備等未設置違反の対象物を追加しました。当時、管内で把握している非特定防火対象物の消防用設備等未設置違反は、200件以上存在していました。また、その多くが、消防法令違反を指導して10年以上経過しているにもかかわらず正されていませんでした。

しかし、消防法令を適正に遵守しているところも多くあること、ひとたび火災が発生した場合、付近住民や従業員に多大な被害を与える可能性が高いことから、管内の防火対象物に対し、公平に指導するために違反処理を開始しました。

②違反処理体制の変革

当本部では、違反処理を通常業務とする第一歩として、平成29年度から、試行的に隔日勤務予防担当者を中心に違反処理を実施することになりました。違反処理の現場では、本部職員とともに、項別判定、面積の確定、建築年の特定、開口部の判定を行ったのち、違反内容に伴う改善の指導を行いました。

事務処理でも、違反確定資料の作成、質問調査作成、写真説明書に使用する写真撮影や報告書の作成、警告書、命令書の作成を行うことで、本部職員と違反処理の知識や技術を共有し進めていきました。

③工場関係の違反処理を開始した結果

平成29年度に違反処理を行った結果、警告15件、命令6件を実施し、46件の違反是正が完了しました。この46件の違反是正は、隔日勤務予防担当者が違反処理を進めたことにより達成できたものであり、本部職員だけで進める違反処理では成し遂げることはできませんでした。

④違反処理事例発表会の開催

平成29年度で違反処理への取り組みを始めて3年になり、日勤予防担当者が少ない消防本部でも違反処理が実施できるという後押しができ

❌ 違反是正

ればという思いから、隔日勤務予防担当者が工場関係の違反処理を行ったことについての事例発表会を開催しました。

岐阜県岐阜市と愛知県春日井市の両消防本部の違反是正支援アドバイザーを迎え、近隣6消防本部にも参加していただきました。当日発表した職員からは、実際の是正までの流れやその場で感じた経験、反省を発表し、隔日勤務者でも違反処理ができるということを伝えました。さらに、両アドバイザーからも貴重なご意見をいただき、有意義な発表会となりました。

違反対象物を減らす取り組みから違反対象物を増やさない取り組みへ

①火災予防査察規程と違反処理規程の明確化

違反処理を開始してから3年が経過し、違反処理へのノウハウと当本部の体制を踏まえ、通常業務としての違反処理を実施していくために、火災予防査察規程と違反処理規程がありましたが、両規程の内容に重複する規定があったため、どちらの規程で指導しているのかが分かりにくい部分がありました。そこで、平成27年3月31日に通知された「査察規程の作成例(消防予第137号別添)」を参考に、査察規程

の全部改正と違反処理規程の一部改正を行い、区分の明確化を行いました。

また、本部内で定めた違反処理移行基準に該当する違反には、立入検査の通知を行った翌日から起算して30日以内に改修(計画)報告書の提出を求めることにしています。

適切な報告書を提出した場合は、改善履行期限内は猶予し、提出しなかった又は提出したが報告書の内容に不備があり、再提出に応じなかった場合には、直ちに火災予防査察規程から違反処理規程に移行し、警告を行います。

違反者が真剣に取り組みば、期間延長を行い、報告書を無視すれば期間短縮となるよう改正を行いました。また、違反内容により、移行期間が異なるため、比較表を作成しました(次ページ参照)。

②違反処理対象範囲の拡大

違反処理の対象範囲は、年々拡大しています。
平成26年度

・特定防火対象物の消防用設備等未設置違反
平成27年度の追加項目

・特定防火対象物の消防用設備等が床面積の過半にわたって未設置、機能に重大な支障があるもの



違反処理事例発表会の様子

【平成30年4月1日から】					
通知書	改修報告		警告		
防火管理者未選任	30	最大180		直近防火管理者講習後、	命令
通知書	警告(改修報告無)				
防火管理者未選任	30			直近防火管理者講習後、	命令
通知書	改修報告				
消防訓練未実施	30	最大180		30	命令
通知書	警告(改修報告無)				
消防訓練未実施	30	30		命令	
通知書	改修報告				
設備点検未実施	30	最大180		60	命令
通知書	警告(改修報告無)				
設備点検未実施	30	60		命令	
通知書	改修報告				
特定設備未設置	30	最大180		90	命令
通知書	改修報告				
特定設備未設置	30	最大180		180	命令
通知書	警告(改修報告無)				
特定設備未設置	30	90		命令	
通知書	改修報告				
非特定重大違反	30	最大180		90	命令
通知書	改修報告				
特定設備未設置	30	最大180		180	命令
通知書	警告(改修報告無)				
非特定重大違反	30	90		命令	

通知書180日ライン 通知書360日ライン

違反処理移行基準比較表

平成28年度の追加項目

- ・甲種防火管理者未選任
- ・(12)項イの消防用設備等未設置違反

平成29年度の追加項目

- ・特定防火対象物の消防訓練未実施違反

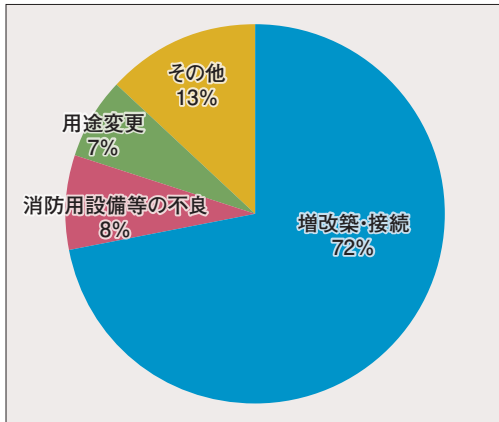
平成30年度の追加項目

- ・(14)項の消防用設備等未設置違反の指導準備
 - ・特定防火対象物の消防用設備等1年以上未点検未報告違反
- 違反処理は、重大違反のみにこだわるのでは

なく、事業者の消防法令順守への意識向上を促し、職員のレベルアップと違反処理を通常業務化するため、毎年、対象範囲を広げ、常に変化しています。特に、消防訓練と消防用設備等点検報告を違反処理に組み込むことにより、事業所に火災予防への意識向上を目指しています。

さらに、平成30年度からは違反処理に移行した対象物の主担当を、特定防火対象物は本部職員に、非特定防火対象物は隔日勤務予防担当者に分けました。ただし、より確実な違反処理

❌ 違反是正



重大違反となる原因割合

にするために、本部職員により履行期限の一元管理をし、調査及び説明の補助を行い、常にサポートを行っています。

③一般社団法人岐阜県建築士事務所協会東濃支部と連携

工場関係の違反処理を進めていくと、消防法令違反となっているものは、元々必要なのにもかかわらず設置していなかった対象物もありますが、必要な手続きを踏まないで増改築や建物の接続を行ったことにより、消防法令違反になってしまった対象物が非常に多くあります。

実際、平成29年度に違反処理を行った対象物67件の違反原因を調べると、増改築や接続により違反となったものが72%を占めていました。

そこで、平成30年6月から、消防法令重大違反対象物の早期是正のため、一般社団法人岐阜県建築士事務所協会東濃支部と連携し、違反者に「一般社団法人岐阜県建築士事務所協会東濃支部名簿」を配付し、消防法令違反に対応できる建築士を案内することで、違反の早期是正を進めるよう強化を図りました。また、連携をしていくことで、今まで消防に相談がないことにより発生していた増築や建物の接続、改築を未然に防ぎ、お互い相談できる環境を整えました。そうすることで『違反対象物を増やさない』取り組みを開始しました。

今まで違反処理を進めていく際に、建物の切り離しや内装制限の改修などを指導していても、

「知り合いの建築士がいれば聞いてみてください」や「増改築を依頼した建築士に相談してください」など、違反者に依存した指導をしていました。しかし、改築した業者は「もういない」「取引していない」などということもあり、指導が難しいことも多くありました。今回、強力なバックアップを得たことにより、是正指導のスピードを上げることが可能となりました。

そもそも、違反が増加した背景には、事業者が消防に相談をする必要性を感じていなかったことにほかなりません。「増築をしたら法令違反なんて知らなかった」「何でもっと早く言ってくれなかったのか」と言われることもよくあります。今回の連携により、このような違反を減らせるのではないかと期待しています。

違反処理は、通常の査察と違い、多くの労力と時間を費やすことになります。それは、事業者側にとっても同じで、事業に充てる時間を割かなくてはなりません。場合によっては、多額の費用が発生する場合があります。このようなことを防ぐためにも、初期投資で適正な建築物を建て、違反を生じさせないこと、査察時に広報活動を行い、事業者に周知し続けることが今後重要となってきます。

④人材育成

平成29年度には、査察業務や違反処理業務の質を向上させるため、内部での勉強会を実施して職員の底上げができるよう取り組みました。勉強会の内容は、法令、査察の基本事項に関すること、各消防用設備の設置基準、立入検査のシミュレーション、違反処理で実施する違反事項の確定、質問調書の作成や無窓階の判定などです。

また、実務経験を重ねることで査察業務、違反処理業務の強化を図っています。また、積極的に取り組み、理解を重ねることができた結果、予防技術検定の受検者数も増え、去年は5名が合格しました。

昨今では、予防技術の伝承の必要性も叫ばれていますが、このような取り組みで予防技術は向上できると確信しています。

予防担当の強化には、まずは個々のレベルアップが必須となります。さらに、予防担当者一人ひとりが違反を見逃さないようにすること、違反対象物をつくらない立入検査をしていくことがこれからの査察業務に必要不可欠となります。

予防担当者の意識の変化

今回、試行的に隔日勤務予防担当者を中心に実施した結果、職員の中で「消防が違反是正指導するためには、徹底して対象物のことを見なければいけない」という意識の変化が見られるようになりました。徹底して図面等とにらめっこすると、前回と用途が変わっていないか、この建物の内装が変わっていないか、前回と比べ建物が接続されていないか、建物の増改築が行われていないかなど、さまざまな疑問点が湧き、それを調べることを繰り返し、違反を確定させています。

当本部での違反処理は、隔日勤務予防担当者のバックアップを本部職員が行うことで、担当者が是正完了するまで諦めないという強い姿勢を身に付けることができ、消防士から司令補までの階級に関係なく、担当した対象物が改善するまで指導を行っており、さらに担当となった職員は自信を持って指導しています。

積極消防としての役割

予防業務は、消防の中でも行政権限を持ち、火災予防面を中心とする積極消防にあたります。与えられた権限は、必要なところで、確実に行使していくことが求められています。それが、結果として火災を未然に防ぎ、市民の大切な財産を守り、安心安全な街にしていくことにつながるのです。予防業務は、火災や救急とは違い、成果が見えにくい業務ですが、消防にとって一番重要な業務であるといっても過言ではありません。

違反処理は、設備を設置させて終わりではありません。前述したように、平成29年度からは特定防火対象物の消防訓練未実施、平成30年

度からは特定防火対象物の消防用設備等未点検未報告を追加し、設備を設置させるだけでなく、適切に維持管理させることが火災予防につながります。実際、消防訓練に関しては、56件指導し、26件是正済み、消防用設備等未点検未報告は98件指導し、41件是正済みと、確実に改善が進んでいます。

最後に

これからの職員に負の遺産を申し送ってはいけません。そのためにも、現存する違反をなくすことが必要です。また、関係機関と連携を図り、違反対象物をつくらせないことが重要となってきます。

査察や違反処理に行くと、「消防さん、最近噂には聞いているよ」「最近厳しいね」などといった話をよく聞きます。工場関係などの同業種間では、組合を通して連絡を取り合い、消防の動向を見聞きしているからこそ出る話題で、今まで査察を行っていてもそのような話題は出てこなかったことを考えると、私たちが徹底して指導している証と言えるでしょう。

違反処理を開始した当初、消防用設備等未設置違反が250件以上存在していたものが、平成30年8月現在で167件にまで減少しています。

全国的にも違反処理はすでに特別なものではなくなっています。しかし、違反がこれほどまでに増加し、10年以上継続している違反があるのは事業所だけの責任ではないと感じました。これからは、いかに違反対象物を増やさないようにしていく体制を構築するかが消防本部としての新たな課題となります。

一人の職員の推進により始まった違反処理は、着実に予防業務の一つとして根差しています。ここまで違反処理が定着してきたのは、関係各所の協力や指導があってこそそのものです。ご協力いただいた関係者に、この場を借りて御礼申し上げます。

小さな消防本部ですが、近隣で相互に協力し、岐阜県東濃地域全体として違反処理が進み、違反「0」となるよう、全力で挑み続けます。